

物品供給等契約案件における随意契約結果について(特名随意契約)

12 月分

No.	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由(注1)</a> <a href="#">(随意契約理由番号)</a>	WTO
1	分光光度計 ほか3点(その2) 修繕	修繕	株式会社島津アクセス 大阪支店	5,555,000	令和1年12月20日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	-

(注1)文中、「地方自治法施行令第167条の2第1項各号」とあるのは「地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号」と読み替えるものとする。

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

分光光度計 ほか3点(その2) 修繕

### 2 契約の相手方

株式会社島津アクセス大阪支店

### 3 随意契約理由

本業務は、分光光度計、全有機炭素計、シアン用ポストカラム - イオンクロマトグラフ分析計及びポストカラム-イオンクロマトグラフ分析計(株島津製作所製)の部品交換、各部の清掃及び調整を行い、機能回復を図るものです。

当該機器は、水道水質検査等に使う極めて高い精度が要求される装置であり、本装置専用に成型及び加工され、一般に販売されていない精密部品を使用し、本装置特有の技術仕様に基づいて製造されたものです。

また、業務の履行にあたり、一般に販売されていない専用の精密部品の調達及び本装置特有の技術仕様に関する知識が必要不可欠です。

よって、本業務後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは株島津製作所から保守点検・修繕業務を移管されている、株島津アクセス大阪支店が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部水質試験所豊野分室(電話番号072-825-4710)